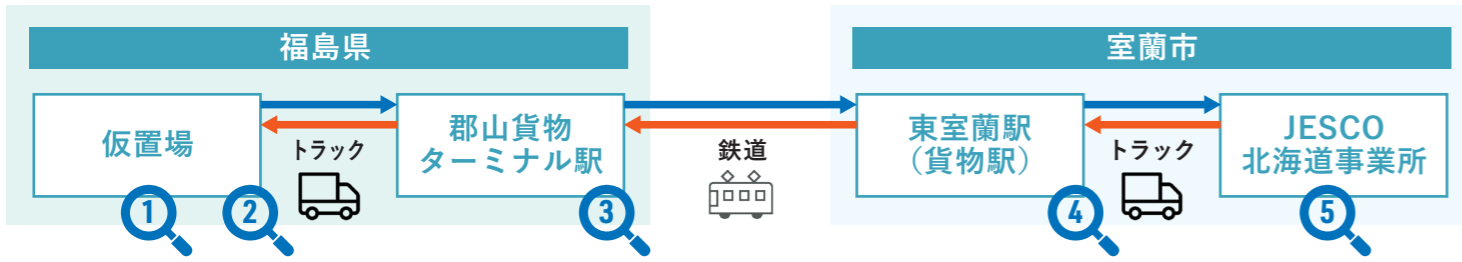


福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について(環境省資料より抜粋)

福島～JESCO北海道事業所間の運搬方法およびモニタリングについて



○運搬方法について

運搬方法

福島県内の仮置場で貨物コンテナへ高濃度PCB廃棄物を積み込み、トラックで郡山市まで運搬します。郡山市からは鉄道で室蘭まで運搬し、荷下ろし後はトラックでJESCO北海道事業所まで運搬します。
※処理後物(金属・スラグ等)は往路と同じ経路で福島県対策地域へ持ち帰ります。

運搬にあたっての対策

- 放射性物質汚染対策特措法やPCBの運搬基準に基づき、**漏れ防止等の措置を行った上で運搬**を行います。
- 出発時及び到着時に**トラックの前面・後面・両側面の空間線量率を測定**し、周辺の空間線量率と変わらないこと(=周辺住民に影響を及ぼさないこと)を確認します。

○モニタリングについて

モニタリング内容

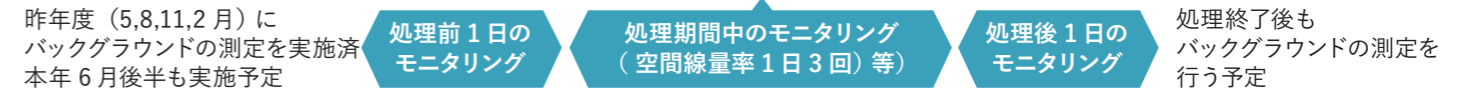
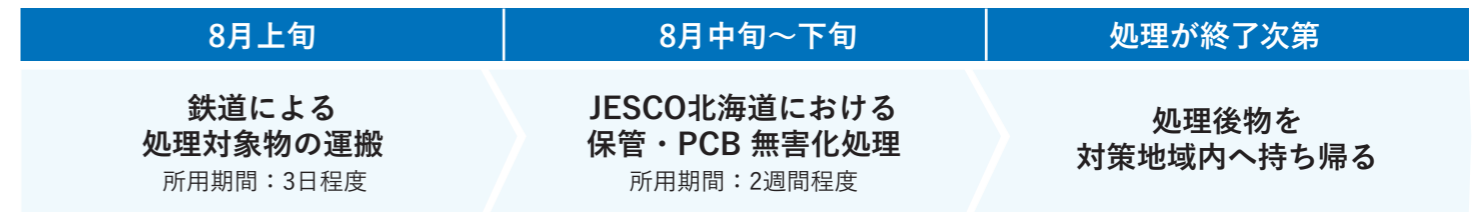
※これらの測定結果は、環境省HPに掲載します。

- 1.高濃度PCB 廃棄物の表面汚染密度
- 2.トラック周囲の空間線量率(出発時)
- 3.コンテナ周囲の空間線量率(出発時)
- 4.トラック周囲の空間線量率(出発時)
- 5.高濃度PCB 廃棄物の表面汚染密度(一部サンプル測定)、敷地境界等の空間線量率、排ガスの放射性物質濃度、職員の被ばく線量

モニタリングにあたっての対策

- 仮置場において 全ての機器の表面の拭き取りを行った上で、表面汚染密度が 4Bq/ cm²以下であることを確認します。特異的に表面汚染密度が高い側面があれば、可能な範囲で削り取りを行います。
- 出発前にトラックの前面・後面・両側面の空間線量率を測定します。
- 室蘭到着後、改めてトラックの前面・後面・両側面の空間線量率を測定し、周辺の空間線量率と変わらないこと(=周辺住民に影響を及ぼさないこと)を確認します。また、事業所内においてコンデンサー等の表面汚染密度のサンプル調査を行います。
- 処理中は、敷地境界等の空間線量率及び排ガスの放射性物質濃度を測定するほか、作業員には個人線量計を装着いただき、被ばく線量を把握します。

処理スケジュールについて



- 福島県の対策地域内高濃度PCB廃棄物については、**8月上旬にJESCO北海道事業所に搬入**し、処理を行います。
- コンデンサー・安定器ともに同時期に処理を行います。
- 処理後物については、処理が終了次第、福島県の対策地域内に持ち帰ります。

高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針

令和4年3月末までの処理実績は、次のとおりです。

当初施設 (脱塩素化分解処理)	変圧器類		コンデンサー類	
	登録数	処理台数	登録数	処理台数
	4,160台	4,088台(98.3%)	69,133台	66,189台(95.7%)

注)登録数:令和4年3月末現在。 処理台数:試運転物を含む中間処理完了時点。

増設施設 (プラズマ溶融分解処理)	登録重量	処理状況			処理量計
		安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	
	10,747,248kg	7,601,065kg	272,944kg	445,746kg	8,319,755kg(77.4%)

注)登録重量:令和4年3月末現在。 処理量:試運転期間(平成25年6月～8月)からの中間処理完了時点。感圧複写紙等には、汚泥等の汚染物を含む。

○トラブル事象について

前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に報告し、公表したトラブル事象はありませんでした。不具合事象11件、不具合事象未済5件について報告がありました。詳細はPCB処理情報センターで公開しています。

○環境モニタリング測定結果について

北海道、室蘭市及びJESCOでは、処理施設からのPCB等の排出状況や周辺環境のモニタリングを実施しています。排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングでは全ての項目で目標値・基準値の超過はありませんでした。

その他/PCB廃棄物処理事業に係る国からの要請と道の回答について

○国から北海道への要請

現状と課題	○変圧器・コンデンサー等(計画的処理完了期限:令和4年度末) →今後の掘り起こし量等を見込むと、期限までに処理が完了できない可能性あり。 ○安定器・汚染物等(計画的処理完了期限:令和5年度末) →処理促進策を講じても期限内の処理は困難。掘り起こし量等を見込むと、計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要。
要請内容 (令和3年9月22日)	事業終了準備期間を活用して処理することについて理解と協力をいただきたい ・変圧器・コンデンサー等:少なくとも令和5年度末まで ・安定器・汚染物等:令和7年度末まで

○道における検討・回答

検討	要請内容が現行の国の計画に沿った内容であること、処理量などの見通しの妥当性や安全性、室蘭市の意向などを踏まえて検討
回答内容 (令和4年3月28日)	要請について了解する ・令和7年度末までとする処理の完了時期の再延長は行わないなど、これまでの受入条件を遵守するよう改めて求めた